

個別占用案件のカルテ（許可更新）

天王宮児童遊園地（川西市）

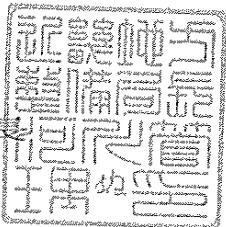
許 可 書

住所 川西南

平成23年11月8日付け川都第144号で申請のあった土地の占用、工作物の改築及び竹木の栽植（天王宮児童遊園地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項及び第27条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成23年12月 6日

近畿地方整備局長



(行政不服審査法第57条による教示)

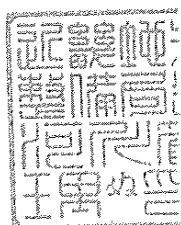
この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6箇月以内であっても、許可の日から 1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6箇月以内であっても、当該裁決の日から 1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 川西市小戸3丁目388番地先から
池田市木部町588-1番地先まで
(右岸11.4k+130m~11.6k-10m)
- 4 工作物の名称 天王宮児童遊園地
又は種類
- 5 工作物の構造 別紙のとおり
又は能力
- 6 工期 平成23年12月 6日から平成24年 4月 5日まで
- 7 占用面積 1,028.67m²
(兵庫県側：683.25m² 大阪府側：345.42m²)
- 8 占用期間 平成23年12月 6日から平成28年11月30日まで



9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、6項に定める期間内に竣工できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣工できないことが確実となつた日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講すべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (8) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (9) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (10) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (11) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (12) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (13) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (14) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (15) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。
- (16) 本許可をもって、平成20年1月8日付け国近整猪占調河占第90号の許可は効力を失う。

5. 工作物の構造又は能力

名 称	構造又は能力	数 量
すべり台	中型（ステンレス張）	1基
エアープレイン遊具	飛行機	1基
スウィング遊具	パンダ	1基
パーゴラ	鋼製（ブロック舗装）	1基
野外卓	リサイクルウッド	1基
背伸びベンチ	鋼製（座板木製）	2基
ベンチ	鋼製（座板木製）	5基
収納庫	コンクリートフロック製	1箇所
引込柱	ステンレス製	1基
公園灯	ステンレス製	3基
散水栓	FRP製	3基
園名板	擬木	1基
標示板	アルミ製	1基
植栽	桜 エドヒガン	8本
植栽	桜 シダレサクラ	1本
植栽	梅 シダレウメ	2本
植栽	紅葉樹 イロハモミジ	3本
防護柵	パネルフェンス	119.0m
水道管	塩化ビニール管 φ 20mm	85.6m
電線管	FEP管 φ 30mm	79.0m

■報告案件用のカルテ

1.件名	天王宮児童遊園地	7.保全利用 委員会による 参考意見	
2.今回申請種別	報告案件		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 11.4k+130m~11.6k-10m 目的：公園 占用面積：1,028.67 m ² (兵庫県側：683.25 m ² 、大阪府側：345.42 m ²) 工作物：すべり台、スwing遊具、パーゴラ、ベンチ等		
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和44年10月30日 <前回更新許可> 平成23年12月6日 <許可期限> 平成28年11月30日		
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり		
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理	

<補足> • A4 横書き 1枚程度 • 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 • 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる • 事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

取り組み状況報告書 天王宮児童遊園地（川西市）

【更新時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
河川周辺に立地する特性を生かした遊園地となるよう配慮いただきたい。 (H23.2.15 更新審議時の委員会意見)	猪名川河川沿いの遊歩道と公園との間には防護壁等の障害物を設置せず、河川と一体として利用できるよう公園整備を行った。	
カワラナデシコ、フジバカマなど川らしい植物や、猪名川を代表する樹種としてエドヒガンを選定するなど、猪名川らしい植栽計画を立案されたい。 (H23.2.15 更新審議時の委員会意見)	植栽については公園の小戸側水路にエドヒガン 8本・シダレサクラ 1本・シダレウメ 2本・イロハモミジ 3本の植栽を行った。又「県民まちなみ緑化事業」の補助を地元自治会が受け植栽ブロックにヒラドツツジ（赤、白、桃色）534 本の植栽を行った。	
子どもが種まきに参加するなど、住民参加型の公園づくりを進めていただきたい。 (H23.2.15 更新審議時の委員会意見)	公園の除草、清掃等を地元自治会の協力を得て定期的に行っていただいている。 今後も公園の維持管理については地元の意見を取り入れながら行っていきたい。	
・前回の指摘事項のエドヒガンが植栽されており、大変望ましい。エドヒガンが定着できるようにしてほしい。 ・今後、クヌギ、低木等を植栽し、周辺環境と調和した公園となるよう進めていただきたい。 (H26.9.12 中間報告時の委員会意見)	・定期的に確認を行なうと共に地域と連携しながらエドヒガンが定着できるよう努める。 ・公園の広さ又地元自治会の協力で公園を管理していることから、これ以上の植栽は夏場の灌水等考えると困難であると思われる。しかし今後、植栽の入れ替えを行なう際は、周辺景観と調和した樹種を選んで植栽を行う。	

平面図

⑩電線管敷設 $L = 79.0\text{m}$
⑪防護柵設置 $L = 111.0\text{m}$



凡例

防護柵設置
水道管敷設
電線管敷設

施設一覧		工事名		平面図	
項目名	寸法	工事名	寸法	縮尺	年月
1 中一流型滑台(万能)	SL-66	1基 1.1 開放栓	3基 2.1 ポンプ設置	2基	
2 リンクミニ(ひこうき)	LK-09	1基 1.2 圓名板 PCガラス彫刻内板 (N)	G YB-CSS 1基 2.2 河川占用許可標識	NS-1190	1基
3 リンク(ひこう)	SR-0248A	1基 1.3 標示板	NS-1190	1基 2.3	
4 ハーフゴラ(4.5×6.0m)	2250	1基 1.4 樹木 花エドヒカシン	8本 2.4		
5 野外車	ET-09	1基 1.5 樹木 桜・シダ・レサウラ	1本 2.5		
6 背のぼしベンチ	HR-12	2基 1.6 樹木 桜・シダ・レウメ(赤・白)	2本 2.6		
7 ペント型(1.8mアーチ付)	BK-1100 1772	5基 1.7 樹木 イロハモミジ	3本 2.7		
8 垂柳		1基 1.8 防護柵設置	$l=1.8\text{m}$	111.0m	
9 引込柱(公道口) XDKW0163 D0B1313A BDPP2001		1基 1.9 水道管敷設	$\phi 200\text{mm}$	116.0m	
10 公園灯	YEV42873 YD4509HN	3基 2.0 電線管敷設	$\phi 300\text{mm}$	79.0m	
公園地課					

天王宮児童遊園地現況写真





個別占用案件のカルテ（許可更新）

尼崎市農業公園（尼崎市）



甲様式 1

国近整猪占調河占第 9 6 号

許 可 書

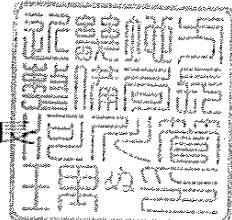
住所

氏名 尼崎市

平成 24 年 2 月 3 日付けで申請のあった土地の占用（農業公園）については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 24 年 2 月 24 日

近畿地方整備局長印



（行政不服審査法第 57 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 46 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があつたことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があつたことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあつたことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあつたことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

1 河川の名称	淀川水系 猪名川
2 占用の目的 及び 様	公園（農業公園） 階段 W=2.5m H=2.55m L=5.1m 3箇所
	記念碑 ブロック土留工 L=32.0m U型側溝(150mm×150mm) L=61.0m 石積工 L=29.0m
	進入路 ミカゲ縁石工 L=3.6m 平板舗装工 40.4m ² 小豆島 ミカゲ縁石工 L=14.3m 車止工(上下式ステンレス柱φ76.3mm 鍵付き) 3基 石積工 L=36.0m
	通路等 2,312.72m ²

3 場 所 尼崎市田能3丁目1238番1地先から
尼崎市田能5丁目531番3地先まで
(右岸4.6km付近～4.8km+100m付近)

4 占用面積 2,718.83m²

5 占用期間 平成24年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (9) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (10) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

■報告案件用のカルテ

1.件名	尼崎農業公園		
2.今回申請種別	報告案件		
3.概要	距離標位置：右岸 4.6km から 4.8km+100mまで 目的：公園（農業公園） 占用面積：2,718.83 m ² 工作物：階段 3か所 記念碑 進入路 通路		
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和 57 年 1 月 27 日 <前回更新許可> 平成 24 年 2 月 24 日 <許可期限> 平成 29 年 3 月 31 日		
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係)  中間部から下流域を 中間部から上流を望む 最上流部から下流部を望む (施設内の状況)  進入路 記念碑及び階段 階段		
6.河川管理者審査事項 (特筆すべきもののみ記載)	8.処理		

<補足> • A4 横書き 1枚程度 • 处理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

• 处理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる • 事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

取り組み状況報告書 尼崎市農業公園（尼崎市）

【更新時：申請者用】

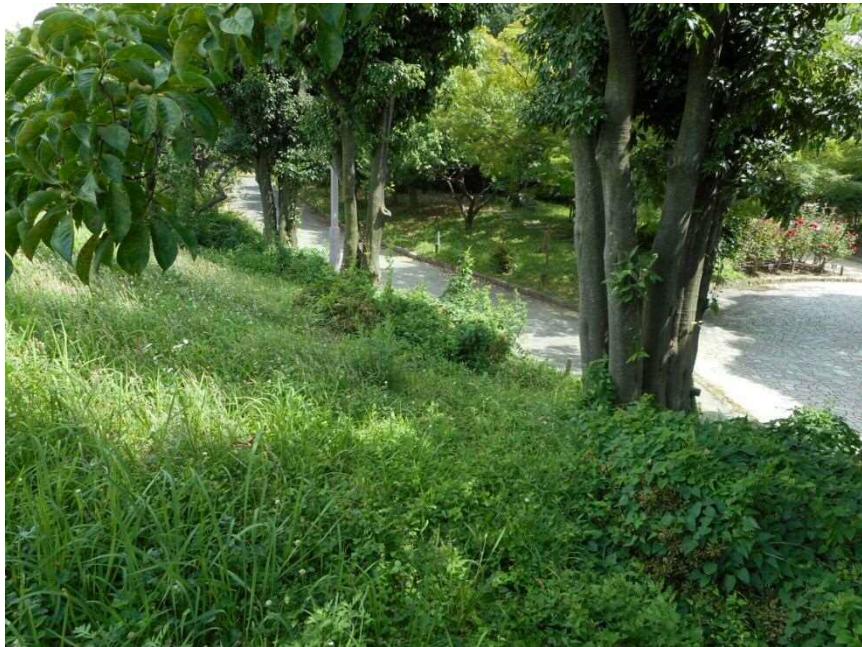
委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
<ul style="list-style-type: none">堤防の法面の自然に配慮し、堤内側に位置する公園と一体とした管理を継続されたい (H24.1.25 更新審議時の委員会意見)	堤防の法面は定期的な草地管理(刈込み)を行って、農業公園と一体となった自然景観を有するように管理していると共に、公園へのアプローチのための重要な導線として管理しています。	
<ul style="list-style-type: none">樹木を適切に剪定されたい。堤防法面、公園の各々ふさわしい植生で管理いただきたい。 (H26.9.12 中間報告時の委員会意見)	農業公園については、堤防法面と堤内側の公園とは一体となって維持管理しており、堤防法面の草地管理は、中間報告を受けてより自然な景観を有するよう、草地の刈り込みを年4回から2回に減らした。 また堤防法面上の高木（アラカシ等の常緑樹）周辺については、昨年度に高木剪定を実施し、裸地の状態から草地に変わった。	

平成26年度の中間報告に対する回答

(尼崎農業公園)

農業公園については、堤防法面と堤内側の公園とは一体となって維持管理しており、堤防法面の草地管理は、中間報告を受けてより自然な景観を有するよう、草地の刈り込みを年4回から2回に減らした。

また堤防法面上の高木（アラカシ等の常緑樹）周辺については、昨年度に高木剪定を実施し、裸地の状態から草地に変わった。（下記写真参照）

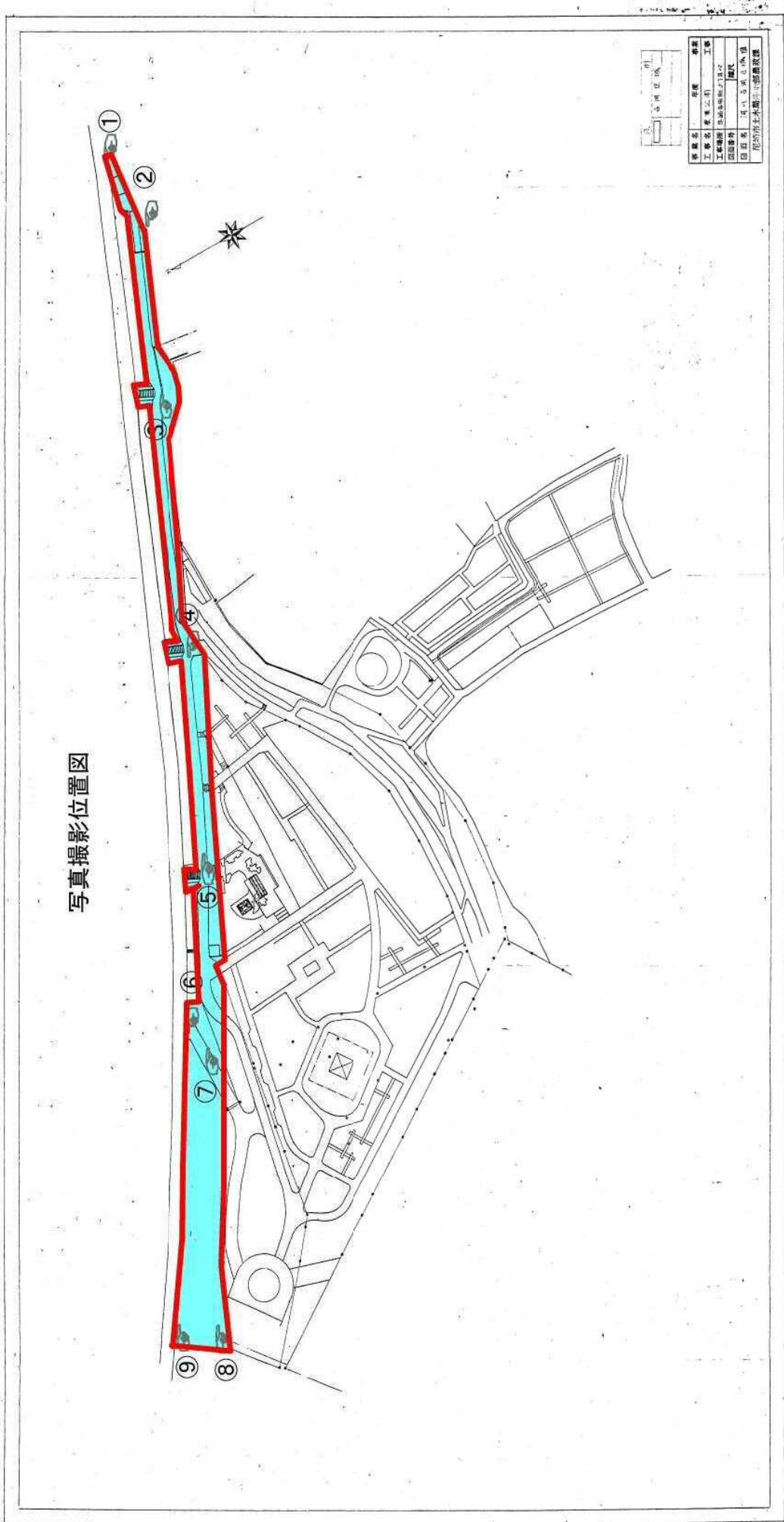


河川占用区域

年次	年度
工程名	工程名
工程类别	工程类别
项目名称	项目名称
项目编号	项目编号
项目负责人	项目负责人
项目联系人	项目联系人
项目联系电话	项目联系电话



写真撮影位置図





①



②



③



④



⑤



⑥

⑦



⑧



⑨





記念碑

階段



階段



階段



進入路



進入路



通路

個別占用案件のカルテ（許可更新）

猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設
(おおぞら広場)
(尼崎市)

許可書

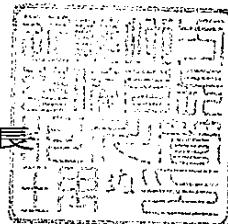
住所

氏名 尼崎市

平成 23 年 9 月 21 日付け尼道第 211 号で申請のあった土地の占用（猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設）については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 23 年 10 月 4 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 57 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 46 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があつたことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があつたことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川、藻川
- 2 占用の目的 自転車歩行者専用道路
及び 態 様 (猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設)
態様は別紙のとおり
- 3 場 所 尼崎市東園田町8丁目地先
(猪名川右岸0.6km付近～藻川左岸0.0km付近)
- 4 占用面積 2,416.00m²
- 5 占用期間 平成23年10月 1日から平成28年 9月30日まで

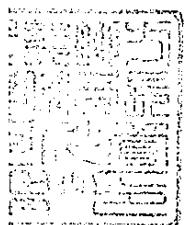
6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (9) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (10) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

別紙

2 占用の目的及び態様

名 称	構造又は能力	数 量	備 考
照明灯	H=4.8m	1基	
電線管（埋設）	F E P 3 0	21.2m	
ケーブル	C V 3.5 □×2 C	21.2m	
埋設表示テープ	幅150	21.2m	
ロック舗装	t=60	7.5 m ²	
ロック舗装	t=80	335.4 m ²	
地先境界縁石	150×150×600	78.5m	
ベンチ	W1500×D400×H400	10基	
テーブルセット	野外卓×1, スツール×4	2基	
由来板	W=2400×D800×H1000	1基	
案内板	W=2300×D150×H2450	1基	
擬木柵	H=1100、支柱@1500	156.7m	
車止め	可動式	3基	
パーゴラ	W=4500×D=9200×H2747	1基	
防根シート	ポリプロピレン製	36.8m	
植栽	クスノキ	2本	
	ヤマザクラ	5本	
	ソメイヨシノ	1本	
	芝生	1852.0 m ²	



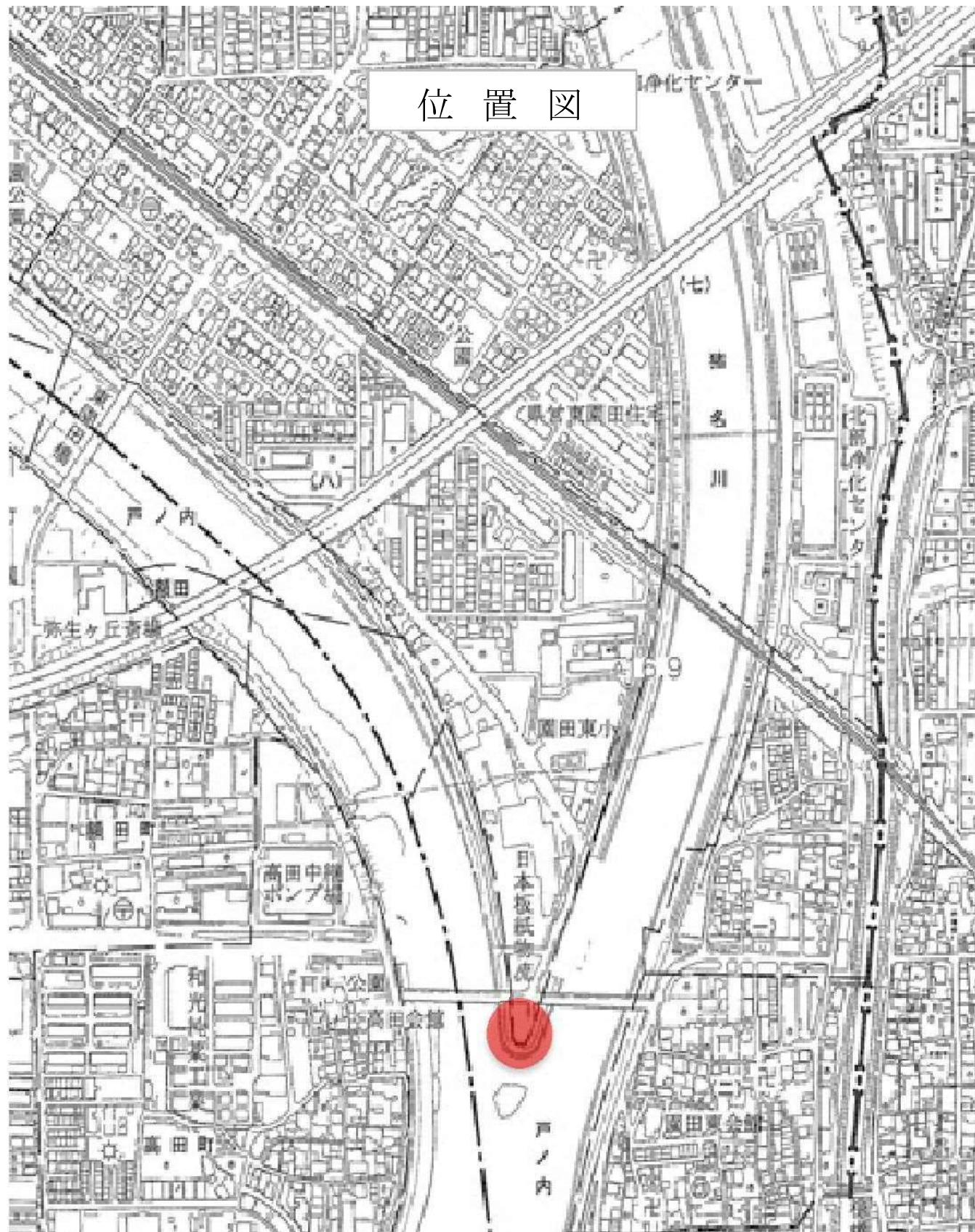
■報告案件用のカルテ

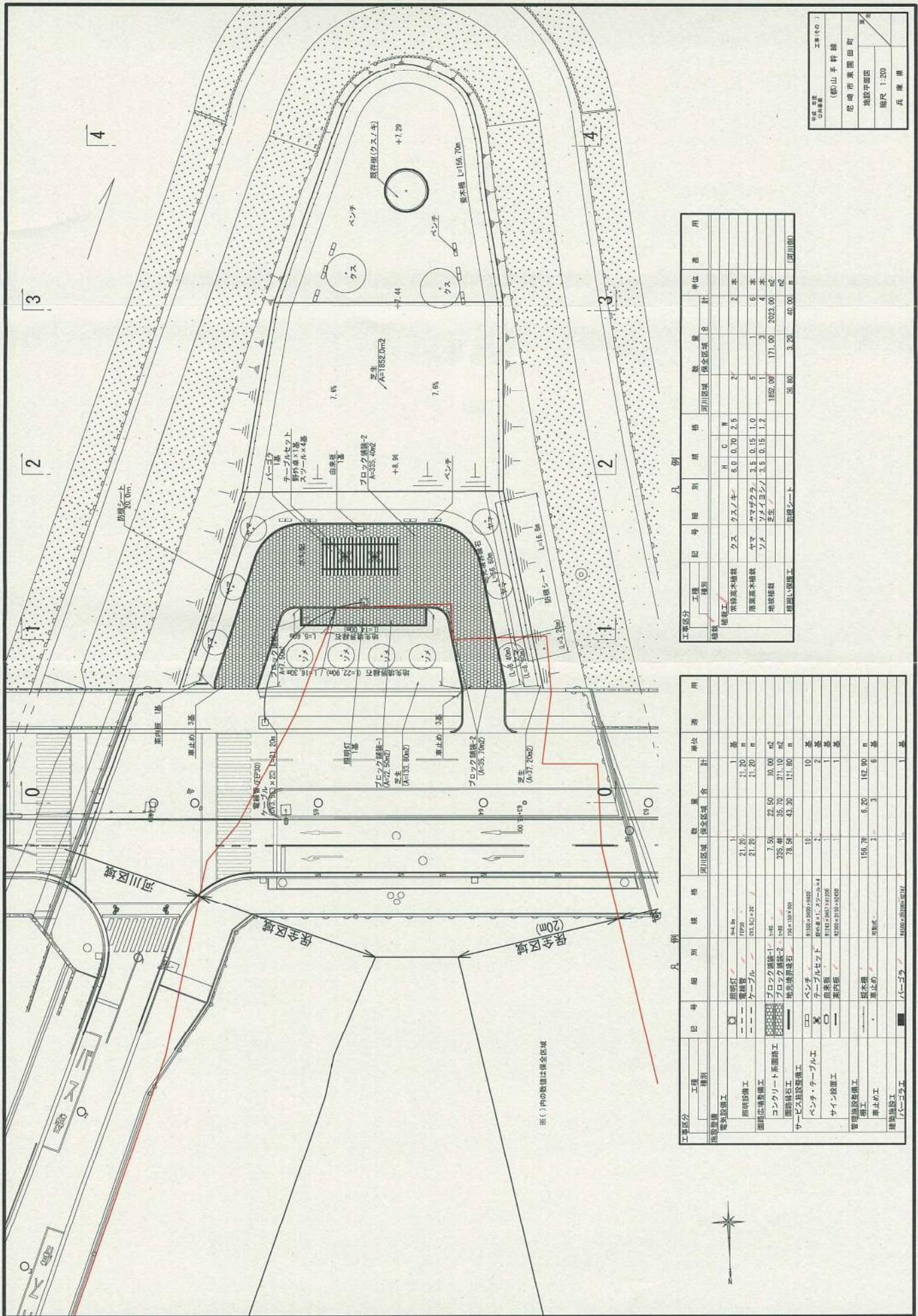
1.件名	01027 おおぞら広場		
2.今回申請種別	報告案件		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 0.6km 付近～藻川左岸 0.0km 付近 目的：猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設 占用面積：2416.00 m ² 工作物：別紙のとおり		
4.許可の経緯	<当初許可> H18.11.15 <前回更新許可> H23.10.4 <許可期限> H28.9.30		7.保全利用 委員会による参考意見
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		
6.河川管理者審査事項 (特筆すべきもののみ記載)			8.処理

<補足> • A4 横書き 1枚程度 • 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

• 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる • 事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

位 置 図





現況写真



現況写真





現況写真



現況写真

現況写真



現況写真